

市民自らの政策を持とう！

第14回個人演説会 記録

日時 2014年4月27日（日） 13:30-16:45

場所 岩国福祉会館 3階 研修室

参加者 6名

この記録の全文が「市民自らの政策を持とう！」のホームページに掲載されます。

<http://www.seisaku1341motou.sakura.ne.jp/>

私たちは今年2月12日「原子力発電に対する一般市民からの提言」を作成して、総理大臣をはじめとする内閣閣僚、中国5県の国会議員、中国5県の県知事、山口県・島根県、福島県の県知事・市町村長、そして、岩国市を中心とする広域の住民（任意）に送付した。

ところが3月13日、原子力規制委員会は、九州電力が提出した鹿児島県の川内原発の再稼働のための審査申請を受けつけて、新規制基準によって審査を開始することにした。国民の願望をふみにじるこの経過を、黙視することは許されないので、「市民自らの政策を持とう」会は、4月の個人演説会で、対策について協議した。以下はそのときの演説と自由討論の記録である。

稲生 今日は、まず津田さんから、九電が提出した「審査申請書」のなかの、技術的な点について問題点を説明していただき、つづいて南部さんから、ソフト面も含めた総合的な観点からみた問題点を解明していただきます。よろしくお願いします。

原子力発電所規制基準への川内原子力発電所の適合確認申請

岩国市民 津田利明

川内について、やはり福島原発の事故にたいする反省と、もうひとつ東海村のJCOを含めたことを条件にして考えていかねばいかんのではないかと思います。まず福島事故の反省点、どういうことがあったかということをもまず書きましたので、読みます。

福島原発事故の反省点

1. 起きないと言われていた津波による全停電が、現実には起きた。
2. 原子炉が隣接していたため、メルトダウンが次々起き、隣接原子炉建屋に水素が流入し、水素爆発がおきた。



3. 福島第一原発と 12 キロメートル離れた福島第 2 原発の放棄直前まで追い込まれていた。
4. 使用済み燃料の燃料プールが原発建屋内にむき出しの原子炉状態で保管されていて、最も危険視された。
5. 自動起動した原子炉緊急冷却器を手動で停止や起動操作をするような、安全管理感覚の欠如の設計になっていた。
6. 原子炉の緊急冷却機能が起動しているか、誰も確認しない組織の問題がある。
7. 東電本社、福島原発当時者、政府関係者の事故対応技術レベルが低かった。
8. 政府に事故収拾機能や支援組織がない。
9. 国と自治体に、住民を安全に避難させる機能が不備だった。
10. 全停電で原子炉や格納容器の水面の高さを計る液面計や圧力などの計測が出来なくなった。
11. 液面計は指示誤差がでる、構造上の問題があった。
12. 駆動用空気が圧力不足になり、遠隔操作弁の操作が出来なくなった。代替の手動弁も操作できなかった。
13. 原子炉建屋内に、一時的ではあるが、作業員が閉じ込められたという問題がある。
14. 汚染水が地上排水溝と地下水を経由して海へ流出し、海水と海中汚泥を汚染したが、流失が止められない。
15. 大量の汚染水の保管場所の確保と処理に難渋している。

こういったことで、特に全停電で計器類が全く操作できなくなった。原子炉の状態も全くわからなくなった。化学工場ではこ

のような時のために、通常、計器は電気的な計器のほかに、原始的なアナログ計器が設置してある。だが、このような計器があったとしても、原子炉の中では、入ることがむずかしく、まったくわからない状態になったのではないかと思う。

東海村 JCO 臨界事故の問題点

1999 年 9 月 30 日に、茨城県那珂郡東海村に所在する、住友金属鉱山の子会社の核燃料加工施設、株式会社ジェー・シー・オー（以下「JCO」）が起こした原子力事故（臨界事故）である。日本国内で初めて、事故被曝による死亡者 2 名、重傷者 1 名、被曝者 667 名を出した。

この事故は、臨界事故がおこらないような設備がつくってあるにもかかわらず、作業を簡略化するために、その設備を使わずにパレット上で作業するという手間を惜しんだことの結果が、事故につながった。この時の処理で 2 名の死者がでたのは、臨界をとげるために突撃作業で、冷却水を抜く作業を行ったために死亡した、ということがありました。JCO の臨界事故をとりあげたのは、福島原発も結局、汚染されて大量の放射線がでている、原子炉格納容器内に入って作業せざるをえないという、作業員が危険な状態に陥るようなことをせざるをえないようなことになったということで、両方とも結果としては、現場の作業員が対応しなければいけないということが問題。今後の原発事故にもこういうことがおこらないようなことを考えておかねばいけないと思う。

JCO 事故では、職員は事故当初、誰も止める作業をしなかったが、「あなた達でやらなければ強制作業命令を出した後に、結果的にする事になる」^④と国からの代理人に促された結果、「うちが起こした事故はうち

で処理しなければならない」と同社職員らが数回に分けて内部に突入して冷却水を抜く、ホウ酸を投入するなどの作業を行い、連鎖反応を止めることに成功して事故は終息した。中性子線量が検出限界以下になったのが確認されたのは、臨界状態の開始から 20 時間経った翌 10 月 1 日の 6 時 30 分頃だった⁶。

原発再起動の条件

今後の原発、多分、発電再開をするにあたっては、津波対策とか地震対策が十分にできているということで進めていくのでしょうけれど、原因が地震や津波はもちろん、それ以外でも、その条件で、福島原発と同じようなブラックアウトが起きた、起きるといふ前提で対応ができるか、ということをはっきりしていかなければいけないというのが、私の基本的な考えです。それを前提に条件を考えてつくりあげました。

原発の再起動は福島原発で発生した原子力シビアアクシデント（過酷事故）の全停電（ブラックアウト）に加えて制御棒が挿入できない事態に対応ができることが求められる。

- 1 福島原発では放射能が外へでたのですが、汚染物質が。これが無主物ということで排出者の責任が問われなかったという問題がある。これは「環境基本法」のなかにも原子力発電、名前は正確でないが、その規制の法律、排出規制をする法律がどこにもない。これをまず作らねばいけない。それがあるのが前提でないといけないという思いです。一説によると、アメリカの原子力空母や原子力潜水艦の放射能汚染物質が漏れることの規制をさけるために、意識的に「規制法」がつくられなかったとのこと。事実かどうかは別として、

これからの原発はベント配管にフィルターを設けて、放射能汚染物を排出することもおこるから、放射能汚染物質の排出責任と除去義務違反した場合の罰則の規定⇒財産喪失や健康被害、場合によっては生命にかかわることがおきる。

- 2 原子炉と原子炉間の距離、および使用済み核燃料も、30 キロメートル以上の保安距離があるとしなければなるまい。30 キロというのは私が出した数字です。福島では第二原発が 15 キロ、十数キロあったと思う。それが第二原発の放棄も当時考えられたわけですから、安全運転というときはその倍くらいの距離、それだけ離さなければいけない。川内原発を起動さすとしたら、1 基のみでその使用済み核燃料はどこかへもっていかなければならない。そういう最低限の基準が必要である。
- 3 使用済み核燃料プールの核燃料の安全基準も、原子炉内の核燃料と同じ安全基準にしなければならない。
- 4 国に原子力シビアアクシデント（過酷事故）への対応ができる専門隊を設けることが必要である。この度でも、原子炉の冷却するのに消防隊とか自衛隊、自衛隊はヘリコプターで空中から冷却水、海水を投下したわけですが、人間が操縦するために、真上までいけなくて、思ったほどの効果がでなかったもので、やっぱり無人ヘリコプター等で対応できるような専門隊が必要である。冷却水もそうだし、現場にいて指揮をとれるようなそれほどの力を持った専門部隊が必要である。ちなみに化学工場などでは、火災事故、爆発事故がおこったときは、自衛消防隊が消火にあたるわけですが、公設の消防隊が到

着すると、権限は全部そこに移管される。これと同じ対応ができる部隊が必要である。これは地方の消防隊では無理なんで、国として短時間で投入できる体制が必要である。

- 5 原子力シビアアクシデントの発生時に、緊急炉心冷却系が自動起動でき、炉心が安定温度に達し、その温度を一定時間保持できるまでは、人為的操作ができない構造にしなければならない。今回緊急炉心冷却系が作動したにもかかわらず、手動でとめた、という問題があります。なぜ手動でとめたか定かでないが、国が聞き取り調査に冷却速度が早いからとめたという。よくよく考えると、冷却スピードが速いことは、原子力圧力容器に荷重付加がされる。それで衝撃荷重として発生したとき、原子炉が脆化していると脆性破壊をする。原子炉が放射線で脆化するという事実があるので、多分それをおそれてゆっくり冷却する操作に入ったのじゃないかと、個人的にそういう見方をしています。急激にひやすと引っ張りの力が加わりますので、そういう危険性があって、普段からそんな対応をしておるんじゃないかという気がする。
- 6 原子力シビアアクシデントが発生し全停電（SBR:ブラックアウト）になった時でも、原子炉と格納容器の水面の高さが確認できる液面計や圧力計、温度計、緊急冷却計や可搬式ポンプ等の冷却水の流量などが計れるものがない。今回はすべてが電気系統で作動する計器だったので、まったく見えなくなった。
- 7 原子炉と格納容器の緊急圧力逃がし系には、遠隔操作弁の他に、手動弁がないといけない。前回、逃がし弁を操作

するのに、駆動用の空気が圧力が低下したか、何かの理由で作動できなかったのか、遠隔操作弁には手動で操作できるナンドルがあるが、それは原子炉の中で、中にはいって操作しなければならないという問題がある。非常に作業員が危険である。遠隔操作の手動弁を別に設けるべきだと思います。

- 8 遠隔操作弁の駆動用や計器用の空気配管、および計器類は、耐震基準 S になっていなければいけない。耐震基準は 3 段階ぐらいわけているようだが、原子炉圧力容器につながっている配管は、S はスペシャルのようですが、その他はもっと軽い、耐震基準の低い設計になっている、原子炉とつながっていても、重要な計器、弁を作動させるものですから、耐震基準はやはり原子炉配管とおなじような基準にしなければならない。
- 9 原子炉と格納容器の炉心冷却機能が失われ、可搬式ポンプ等で冷却する配管は、他系統に分岐接続されていない専用配管が必要である。前回消防ポンプで福島では注入したのですが、大半の水が他の系統へながれた。複数の分岐があったことで、かんじんの原子炉に必要な水が注入できなかった。やっぱり専用配管が必要である。
- 10 6、7 項の計器と手動弁は、原子力シビアアクシデントが発生し、全停電（ブラックアウト）になっても、原子力建屋から安全な距離で、溢水しない場所で、原子炉建屋同程度の堅牢な構造の建物内に設ける。原子炉にはいらなくても、原子炉の計器、圧力とか液面とか流量とか、冷却水の流量とか、そういった必要な計器を、安全な建物の中に設ける。そこには必要な、すくなく

とも圧力逃がし弁は、そういったところにも必要。原子炉の中にはいらなくても操作できるようにしなければならない。

- 11 原子炉建屋は津波やタンクや配管の破損による溢水対策が出来ていることが必要。
- 12 原子炉建屋の出入り口の扉や開口部は、常時閉で閉止状態が監視できること、また、緊急時に建屋内に人が取り残されること無く、閉鎖できる機能がある。これはおそらく今後は既設の建物を使ってやるわけだから、機密性を保つと云ったら、開口部を気密性のドアにするということだろうから、人が出入りすることがあるから、あけたり閉めたりする。JCOの東海村の事故は、作業が面倒なので、簡単な方法でやって事故がおこったわけですから、扉がしまっていたら、いちいちあけて入るといのは、人間として面倒くさいので、開けたままにするということもおこりうるので、そういうことができない構造にしなければいけないということです。
- 13 原子力シビアアクシデント発生時（全停電）の対応能力評価ができてることが必要。
今回の事故でまったく、本社の福島原発の幹部、作業員ふくめて、それが全くできてなかった。定期的に第三者機関で評価することが必要である。その期間がどれくらいかは別として、運転免許証でもそうだし、航空機のパイロットも技能評価されるわけですから、そういったことを第三者機関で評価する必要がある。これは国を含めて必要である。

1) 発電所員や操作員および電力会社本

社が的確に対応できる習熟評価されている

2) 習熟評価は定期的におこなう

- 14 国も原子力シビアアクシデント発生時のマニュアルを作り公表し、国会が定期的に習熟評価を行い公表する。
- 15 発電所から半径 50 キロの住民が安全に避難できる体制が整っていること。整っているかないかの評価は、住民自身が避難するわけですから、住民自身がおこなう。その確認は原子力規制庁がおこなう。どうも原子力規制庁は原子炉については評価するけど、安全、避難ということは所轄外ということで避けようとする。その辺はちゃんとしないといけない。多くの自治体が避難について非常に懸念しているわけだから、その体制をとることが必要条件であると思います。
- 16 15 と同じことで、発電所から半径 50 キロの住民の意思を関係自治体が確認する。
- 17 事故の起きたときの責任の所在をはっきりさせなければいけない。今まではどんなものについても、いったん許可したら、何かおこっても一切責任は負わないということで、政府、自治体は責任を負う必要はないということだった。それでは無責任ではないか。やっぱり責任を負うという姿勢がないと、信用できない。

次に、私が調べたことですが、九州電力の、玄海原発の照射脆化データがでていたのでここに乗せました。

九州電力玄海原発1号機の照射脆化の推移

試験年月	遷移温度	経過年数
1975.10	-19℃	照射前
1976.11	35℃	1年後
1980.4	37℃	5年後
1993.2	56℃	18年後
2009.4	98℃	34年後

川内原発の運転年数は1号機が30年、2号機が29年になる。

1975年は、無垢の、放射線の影響を受けてない試験材料をいれた。その時の遷移温度が-19℃、これは非常に健全な材料。1年後には、温度が35℃になる。常温になるということは常温で脆性破壊がおこるといふ懸念がおこる。通常は常温を越えるとはつかわない。2009年には98℃、ということは、原子炉の安定的停止温度60℃を越えるということは、私個人的には大変危険な脆化をしているとみえるが、専門家は、

関連温度は脆化の傾向を示すもので、原子炉容器が割れる温度ではなく、この値自体が判定の対象となるものではない。（但し、新設炉に対しては、運転期間末期の予測値が93℃未満と規

定している。）

と言っている。

遷移温度の一般的な判定基準は零度以下である。初期値の遷移温度が正常値である。1年後の35度だと夏季以外の耐圧試験では危険と考えるのが一般的である。

1960年代だったと思うが球形タンクの耐圧試験で脆性破壊を起こした例がある。

追記

昨日の中国新聞に島根原発1号機40年の安全性についての専門家の意見が掲載されていました。

吉川栄和島根県原子力安全顧問は40年を超えても安全の立場で意見をいっていますが、その中で、福島原発事故後の安全対策で1号機の安全性は高まりましたか、質問に、原子炉への注水配管などコアの部分は着工先送りしている。福島の教訓から生まれた新規制基準を満たし、本当に再稼働を目指すなら膨大な費用がかかると言っています。

千葉県原子力安全顧問も、福島原発のことを考えて、ばく大な費用がかかると言っているのです。専用配管、専用のノズルをとりつけることはまず不可能。これだけ脆化していたら溶接はまずできません。私は専用配管にしなければいけないと思う。ということは規制の原子炉には対策がない、ということになる。

注目すべきは、注水配管です。原子炉に直接注水する専用配管を設けるとなると、放射線照射脆化した原子炉に注水配管専用のノズルを溶接取付することになるが、私の経験からみると事実上不可能と思います。最後の3行は私のコメントです。



川内原子力発電所の再稼働について

南部 博彦

再稼働についてということで、規制基準はいったいどうなっているのかということから勉強しました。(プロジェクターで提示しながら解説)

(1) 規制基準について

☆経産省の省令

経済産業省が「発電用原子力設備に関わる技術基準を定める省令及び解釈」という名の文書を出していて、この省令については、こういうふうに書いてくださいという解釈書を作っています。何度も改定を繰り返していますが、一番新しいところでは平成23年5月6日に出しています。それでは、この省令にどういう項目が含まれているのかというと、これは全部で153ページもありますので、全部読むのは大変ですから、目次をみなさんと一っしょに眺めて見ることにします。

いわゆるハード面、この装置はこうでなければならないとか、原子炉のこんなところはこうでなければならないとか、そういった項目が全部で29項あります。

私はハード面も大事だけど、ソフト面も大事だと思います。福島第一原発の事故は、ハード面だけでなく、実際にオペレーターはどう行動したかというソフトの面についても考えなければならないのではないのでしょうか。ところが経産省の省令をみますと、ハード面に徹しています。この事をまず申し上げておきます。

では、新しい基準はどうなっているかというと、このようなイラストがあります。原発の新規制基準ということで、2013年



6月に作られています。いったい何を新たに加えたかということ、まず活断層の問題がある。活断層の判断を非常に厳格にした。地下構造の詳細を把握して、危ない活断層のうえには原発をつくってはいけない。当然のことながら、基準津波をもうけて、それに対応した防潮堤をつくらねばならない。川内原発の場合の基準津波は5メートル。これは太平洋岸ではないから、そうなっています。

テロ対策などの警備力を厳重にしなければならない。それから、第二制御室、なにかシビア事故がおこったとき、遠隔操作ができるような施設を持たなければならない。これはすぐにはできないということで、5年間の猶予をおいて、5年後までに設置を義務づけています。外部電源は多重にする。

原子炉の建屋については、防水壁などをもうけ、火災防備なども強化する。万一原

子炉に圧がかかって放出する場合に備えて、フィルターベントを設けなければならない。高台に可動式の電源車やポンプ車などを配備する。

これらはいったい何かというと、福島原発で問題になった項目を全部あげているのです。福島原発でこういうことが起こった。それに対する対策をとということに項目を絞り込んでいる。新基準といっても、全体にたいする新基準ではない。まさに対症療法です。このことも頭に入れておいていただきたい。

それでは、川内の原発がどうなっているかということ、「川内原子力発電所1, 2号機に係る新規制基準への適合性確認のための申請について」という申請書類が九州電力から提出されました。正式な書類は、こんなに厚いものですが、それを要約したもの、19ページの要約があるのですが、それを見ると、新しい基準ができた。それに対してわれわれはこう対処しますということが素人にもわかるようにイラストで描いている。津田さんが先ほど述べたように「こういう配管でなくちゃいけない」というようなこまかな話ではなく、こういう規制がかかったので、それに対してこういう対処をする、ということをもマンガ（イラスト）で示したものです。

ちょっと例をあげると、原子炉の圧力を抑制するというので、移動式ポンプをもってきて上から海水をかけて冷やしますというマンガを書いている。これを見て、私は唖然としました。原発を再稼働するに当たって、何のために再申請が必要かということ、住民の安全を保障するために、これだけの対策を講じたという確かな保証が必要だからです。それを素人わかりするイラストで説明しようとしている。本当にそんなことでよいのでしょうか。

<所感> 福島事故で明らかになった技術基準の欠陥を穴埋めすることに徹しており、主としてハード面の要求に偏っている。ソフト面に関する経産省の要求は皆無である。

省令には記載がないということです。専任者をもうけなければならないというようなことは2、3書いてあるが、申請書には一切説明がありません。多分組織の問題などは、正式書類には書いてあるのですが、それはオープンになっていないのでわれわれには確かめようがありません。

(2) 市町村の安全対策（避難計画など）

これは非常に大きいと思う。

☆ 薩摩川内市 「原子力防災計画」平成25年11月立案 118頁。

この計画はインターネットで見ることができます。きちんと作りあげてあります。しかし、この118ページの計画を住民が読んで理解できるかどうか、はなはだ疑問です。

☆ いちき串木野市及び阿久根市。両市とも原発のそばにあります。もちろん30キロ以内のところでは、両市は「住民の安全確保に関する協定書」を、平成25年3月に九州電力と締結しています。

そのなかに、いろいろなことが起こったときに情報開示しなさいとか、そんなことがずっと記載されています。ただ、両市のホームページには、避難計画といった安全対策は何も書かれていません。この資料はいったいどうなっているのかと、心配になります。

朝日新聞にこういう記事がでました。4月24日から住民説明会を順次開催するという記事です。それに関連しますが、朝日新聞に「原発利権を追う」という連載記事

が掲載されました。それによると、鹿児島県知事、佐賀県知事主催のパーティ券を九州電力が購入している。選挙にあたっては、九電傘下の企業が全面的にバックアップしている。

この記事が本当なら、鹿児島県知事も佐賀県知事も完全に金の力で九電に押さえつけられていることになります。そういう知事のもとで開催される説明会は、やったという既成事実をつくるだけに終わるのではないかと心配です。

ここで一番問題なのは、健康な人は歩いて逃げればいいのですが、30キロ以内の医療機関、福祉機関にいる人たちの避難計画は、まだほとんど作成されていないということです。また、説明会の会場はせまくて、住民全員に説明するという心遣いは皆無に近いと書いてある。そして、規制委員会の審査終了後に行われる説明会も、薩摩川内市で2回、串木野市で1回開催されるだけで、他の市町村では開催されないようです。

避難計画はどうなのか。市としては防災対策としてきちんとつくっても、現実それが実行できるのかどうか。本当はその訓練をしなければだめじゃないか。そういう意味では、安全対策は非常に心もとないという気がします。

概念的な話をさせていただきましたが、経済省が何を考えているか、原子力規制委員会が審査しているが、その内容はどうか。全面公開になってないので、住民にわかりやすいようにマンガを書いてそれですませようとするだけだから、われわれが知りたいようなデータが公開されているわけではない。津田さんが指摘した部分についても、配管をどうするかなど、図面を見ることができないので対策がとられているかどうかわからない。そういう情報開示の

問題があります。

<所感> 住民が納得できる防災計画になっているか、実効ある避難計画になっているか、はなはだ疑問である。

再稼働に関する問題点

今いったことをまとめてみたのですが、A 原子力規制委員会の基準は、ハード面に偏っており、ソフト面が手薄になっている。

具体的に言うならば、次の項目に関する規制基準を決めるべきである。

- ・原子炉の実質的な管理責任者の選任
福島事故のとき、1号基から4号基まで、亡くなられた吉田所長が全部統括していた。吉田さんの指示がないと運転できなかったということがありました。本来は1基ずつ管理者がいなければならない。
- ・運転要員の教育の徹底と指示命令系統の明確化

これも本来は福島原発であんなことがおこったのだから、今原発を運転しようとしている電力会社は、どんな組織体制で原発を運転しようとしているのか。そのうちの社員、最近はお向社員が多い、日雇いなどをたくさんつかいます。その組織、どういう体制で取り組もうとしているのか、大切なことだと思うのですが、そういうことが全然オープンになっていない。

- ・シビアアクシデントを想定した実地訓練の実施

これも是非やらないといけないと思います。福島原発の時、疑問があった。読んでみると恥ずかしいような話ですが、いちいち図面を引っ張ってきて、水の注水経路を決めていた。

- ・社員・運転員の安全教育・意識改革の励行

原発というのは非常に危険なものだ。それをあんたたちはあずかっているのだよ、だからそれに対応する安全意識を持たなければならない。きちんとその危険性を認識したうえで運転に当たらなければならない。運転員の安全教育がどうなっているのか疑問です。

これらの項目は、通常当事者（九電）にその実施を委ねられているが、原発は一旦事故が起これば、被害の波及が甚大であることを考えると、公による規制が必要と考えます。先ほど津田さんが触れていたところ。省令にないことをみると、この辺が足りないのではないかと思います。

B 再稼働を認可する責任の所在が明確ではない。

津田さんも指摘していましたが、原子力規制委員会は、規制基準の審査を行い、その合否を判定するだけだといっています。政府は規制委員会の合否で再稼働の認可を決めるといふ。責任のなすりあいになっている。少なくとも、認可時の総理大臣・経産大臣は、全責任を負うべきじゃないかと思えます。責任の所在は非常に大切なことですが、それが無い。

C 原発問題の矮小化がみられる。

使用済み核燃料をどのように始末するのか明確にしないまま、再稼働を始めるのは、本末転倒であると思ふ。さきほど原子炉脆化の問題が指摘されましたが、40年廃炉は厳格に守らねばならない。川内の原発は建設後30年。それをいったいどうするのか。プルトニウム抽出の廃止、核燃サイクル計画を放棄するなど、国が原子力発電に関する全体計画を立案した上で、必要最小限度の再稼働を行うべきです。

いまのところ政府は、プルトニウム抽出はアメリカから横やりがはいって、縮小しようとしているようですが、核燃のサイク

ルは「もんじゅ」を動かしてやっていくという考え方をまだとっている。そういうベースに立って再稼働をしようとしているが、本当にそれでいいのか。

(3) 川内原発再稼働に対する提言

下のほうに7項目、箇条書きで、提言しなければいけないことを書いてみました。

- ☆ 「透明性のある原発再稼働を実施するため、情報公開に努めること」情報はすべて開示したらどうかと思う。ソフト面がどうなっているのか、是非開示してもらいたい。
- ☆ 「ハード面の改善だけでなく、ソフト面に関する改善策も一般公開すべきである。」
- ☆ 「社員・運転要員の安全教育の内容と実施計画を公開してほしい。」
- ☆ 「シビアアクシデントを想定した避難訓練を、周辺住民と共に実施すること。」これは机上のシミュレーションだけでなく、住民と一緒に避難訓練ぐらいやったらどうかと思う。やらないと実際におこったときに大変なことになる。
- ☆ 「住民説明会を30キロ圏内のすべての市町村で実施し、住民の理解を得ること。」当然のことですが、これについても、表面的にやったということにして済ませようとしているようにみえます。
- ☆ ここまで言っているかわからないのですが、「九州電力として、

長期にわたるエネルギー供給計画を立案し、原発の位置づけを明確にすること。」

九電としてはずっと原発に頼るのか、自然エネルギーをやっていくのか、「この期間だけ申し訳ないけれど原発を再稼働させてください」と言っているのか。この辺を明確にしないと再稼働の申請にならないのではないかと思います。

- ☆ 「使用済み核燃料の処理に関する九州電力としての見解を明確にすること。」
こう言ってやったほうが良いと思う。本件は国の方針に委ねると逃げ

ると思うので、一企業として具体的に、津田さんの話にあったように、使用済み核燃料のプールが原子炉のすぐそばにある。それをいつまでもほっておくのですか。これを言う。「六カ所村の再処理工場の運転するのを待っている」というに決まっています。そんなことではなく、九電としてはいったいどうするのか、企業体として具体的な政策を提示すべきではないかと思います。

少し私の意見のはいった提言になっているのですが、こういう問題提起をしたいと思います。



【図解・社会】原発の新規制基準（2013年6月）

原発の新規制基準

